

# 原町第一下水処理場汚泥ポンプ分解整備業務委託

## 仕様書

第1条 本仕様書は、南相馬市は実施する原町第一下水処理場汚泥ポンプ分解整備業務委託に適用する。

第2条 本業務遂行に当たっては、本仕様書・その他の関連諸法規に従い、担当職員と協議の上、内容主旨を十分把握の上実施すること。

第3条 業務内容

### 1.業務概要

#### 汚泥ポンプ分解整備

No.2重力濃縮汚泥投入ポンプ 1台

No.1余剰汚泥供給ポンプ 1台

- ・交換部品は別紙の既設仕様書に記載のとおりとする。
- ・分解整備において、実施前、実施中、実施後に各種計測、測定を行い記録すること。
- ・使用する資材等は、事前に担当職員の仕様承諾を得ること。
- ・重力濃縮汚泥投入ポンプ室の上部開口ハッチ周囲へ墜落防止及び、ポンプ昇降装置の仮設を施すこと。
- ・発生した不用品は、受注者の責任において適正に廃棄処分すること。
- ・その他、担当職員の指示により実施のこと。

### 2.業務場所

南相馬市原町区錦町三丁目地内

### 3.委託の期間・実施日程

契約日から令和8年2月27日までとする。

実施日については、担当職員との協議により決定し、期間内に完了すること。

### 4.予防保全

業務において支障が認められるものについては、速やかに担当職員に報告し指示を受けること。

## 5.提出書類

請負者は業務委託完了時に下記書類を速やかに提出しなければならない。

- ・業務完了届 1部
- ・業務報告書 1式(写真帳を含む) 2部

## 6.環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

**【発注図①】・【発注図②】が  
別データで掲載されています。**